

消防試験研究センターだより vol.387

# Voice...9

2021



## top

資格取得と工業高校の魅力づくり

## こだま

富山県立富山北部高等学校「本校の危険物取扱者試験への取り組み」

## 支部の広場

香川県支部からお届け



## 表紙によせて

りつりん  
**栗林公園**／表紙上段

緑深い紫雲山を背景に6つの池と13の築山を巧みに配した、江戸初期の回遊式庭園です。春夏秋冬、四季折々の風物にも恵まれ、一千本もの見事な手入れ松とともに、ここに咲く花々は一步一景といわれる変化に富んだ美しさを醸し出します。

くさま やよい

**草間彌生さんの作品「赤かぼちゃ」**／表紙下段

瀬戸内海に浮かぶ直島。今ではすっかりアートの島として有名です。なかでもここに来たら絶対外せないのが草間彌生さんの作品「赤かぼちゃ」。幻覚と幻聴に悩まされていた少女時代に草間さんを慰めてくれたのが、畑で育てていたかぼちゃだったといいます。

写真提供：(公社)香川県観光協会

## しょうどしま ①小豆島

風光明媚な「オリーブの島」として知られる小豆島には、オリーブのほかにも醤油や佃煮、素麺といった、古くから島の自然に育まれてきた豊かな食文化があります。さらに、日本三大渓谷美の1つ「寒霞溪」など、見事な絶景スポットもいっぱいです。

## ちちぶが はま ②父母ヶ浜

約1kmのロングビーチを誇る穏やかな海水浴場。瀬戸内海の<sup>ひうちなだ</sup>縫灘に沈む夕日が美しく、インスタ映える絶景スポットとしても知られています。平成30年8月には、じゃらん「行ってみたい夕日絶景」アンケートで1位に選ばれました。

## ひけた ③引田のひな祭り

播磨灘に面する天然の良港を有した引田は、醤油醸造で栄え、江戸時代後期には廻船問屋も生まれるほど繁栄しました。『引田ひなまつり』期間中は、引田の古き商家など70軒に、江戸時代から現代の雛人形、創作雛に至るまで、様々な「おひなさま」が飾られます。

## さぬき ④讃岐うどん

香川の代名詞とも言える「讃岐うどん」。「讃岐うどん」が生まれた背景として、気候や土壌の面で小麦の栽培に適していたこと、古くから塩や醤油の生産も盛んで、だしに使ういりこの一大産地でもあったことです。現在、県内に600店を超すうどん店があると言われています。

002

## top

資格取得と工業高校の魅力づくり  
元全国工業高等学校長協会理事長  
棟方 克夫

004

## こだま

富山県立富山北部高等学校  
本校の危険物取扱者試験への取り組み

006

## 支部の広場

香川県支部からお届け

008

## topic

合格体験記  
小早志 美德  
渋谷教育学園幕張中学校 3年

010

## 研究最前線

高層建築物の避難安全に関する研究

013

## 消防庁の通知・通達等

014

## 業務報告

6・7月の試験実施結果・免状作成状況

9  
Voice...

消防試験研究センターだより

2021 September vol.387





| 順位 | 国家資格名            | 受験者数   | 合格者数   | 合格率   |
|----|------------------|--------|--------|-------|
| 1  | 危険物取扱者乙種第4類      | 33,429 | 9,161  | 27.4% |
| 2  | 電気工事士第2種         | 19,282 | 11,552 | 59.9% |
| 3  | ガス溶接技能講習         | 13,652 | 13,280 | 97.3% |
| 4  | アーク溶接等特別教育       | 7,593  | 7,457  | 98.2% |
| 5  | 危険物取扱者丙種         | 7,096  | 3,853  | 54.3% |
| 6  | 土木施工管理技術検定(2級学科) | 4,239  | 2,960  | 69.8% |
| 7  | 電気工事士第1種         | 4,160  | 2,228  | 53.6% |
| 8  | 小型車両系建設機械講習      | 3,995  | 3,986  | 99.8% |
| 9  | 建築施工管理技術検定(2級学科) | 3,893  | 1,283  | 33.0% |
| 10 | 危険物取扱者乙種第6類      | 3,655  | 2,132  | 58.3% |

次に受験者が最も多い危険物取扱者試験の受験状況について概観する。

ここ数年、会員校の生徒数が減少する中、甲種については受験者、合格者ともに増加傾向にあったが、他の国家資格と同様に大きく減少した。令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による受験者の減少が予想される。是非、積極的なご指導をお願いしたい。

## 5 新学習指導要領との関係

21世紀の社会は知識基盤社会であり、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増していく。特に、最近では、Society5.0ともいわれる、進化した人工知能が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測がなされている。

そのような時代だからこそ、工業高校生が主体的に向き合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮することが重要である。「合格してみても、筆記試験のコツが掴めた、上位の資格にも挑戦したい」といった生徒の声を高校現場の先生方を通して聞くことが多い。このことが、新学習指導要領が目指す主体的な学び、深い学びであることを

実感する。

資格取得への取組は、自らの可能性を発揮するはじめの一步であり、学びに向かう力の育成等、これからの社会に求められる資質・能力を確実に身に付けることに繋がると考えられる。

## 6 資格取得指導について

例えば、化学工場、金属製錬工場やめっき工場、印刷・塗料工場、半導体工場など、各種の工場では危険物が使われている。このような工場では危険物取扱者が必要となる。これらの施設で技術者や責任者として働く場合、甲種の資格が必須となっているケースも多々ある。

また、近年、安全な作業に対する知識や実務を担ってきた経験豊富な技術者の引退が進む中で重大事故が発生するリスクが指摘されている。特に、慣れや過信、若年者の感受性の低下も懸念されている。危険物取扱者試験に挑戦する中で、資格が必要な意味、職業との関連を踏まえ、安全と管理、法令遵守などに関する具体的な調査や探求を通して、職業人に求められる倫理観や責任について考える機会となることが期待される。

## 7 おわりに

昨年度はコロナ禍にあって、世界中の学校がその対応に問われる特別な1年となった。依然として先が見通せないコロナ禍の中で、工業教育を如何に推進していくのか、新学習指導要領の実施、Society5.0（超スマート社会）、SDGs（持続可能な開発目標）、働き方改革など大きな変革が求められている。このような中でも生徒の学びたいという意欲と教職員の情熱が工業高校の強みであると確信する。先生方には、生徒がそれぞれの道を究め、スペシャリストの道を大切にす指導をお願いしたい。工業高校がそのような努力を続けていけば、その役割は増していくと考えられる。

|        | 会員校の<br>生徒数 | 甲種    |     |     | 乙種第1類～第6類の合計 |        |     | 丙種     |       |     |
|--------|-------------|-------|-----|-----|--------------|--------|-----|--------|-------|-----|
|        |             | 受験者   | 合格者 | 合格率 | 受験者          | 合格者    | 合格率 | 受験者    | 合格者   | 合格率 |
| 平成26年度 | 287,515     | 850   | 234 | 28% | 85,684       | 28,968 | 34% | 12,501 | 6,102 | 49% |
| 平成27年度 | 281,443     | 642   | 118 | 18% | 76,550       | 25,171 | 33% | 12,331 | 6,258 | 51% |
| 平成28年度 | 281,033     | 953   | 325 | 34% | 69,569       | 22,195 | 32% | 11,383 | 5,636 | 50% |
| 平成29年度 | 276,963     | 1,393 | 393 | 28% | 66,710       | 24,319 | 36% | 10,567 | 5,461 | 52% |
| 平成30年度 | 271,264     | 1,194 | 320 | 27% | 63,755       | 29,532 | 46% | 10,090 | 5,040 | 50% |
| 平成31年度 | 263,614     | 2,361 | 729 | 31% | 60,022       | 22,984 | 38% | 9,011  | 4,365 | 48% |
| 令和2年度  | 254,746     | 733   | 201 | 27% | 47,466       | 17,987 | 38% | 7,096  | 3,853 | 54% |



富山県立富山北部高等学校

## 本校の危険物取扱者試験への取り組み

多鍋 武志 (たなべ たけし)

富山県立富山北部高等学校

くすり・バイオ科 教諭

### 1. 学校の概要

本校がある富山市は富山県の中央部に位置し、富山県の県庁所在地です。人口約42万人で、午前中に山で雪遊びをしたあと、午後は海で遊べるくらい自然が豊かです。富山湾は日本海では最大の外洋性内湾で、急激に水深が深くなるために海産物が豊かです。またユネスコが後援する「世界で最も美しい湾クラブ」にも加盟しています。

富山売薬は300年前以上も昔から全国各地を訪問してくすりを届けており、くすりは富山の地場産業となっています。富山県の医薬品生産金額は平成27年、28年と2年連続1位となり、「薬都」といわれるほどです。

富山北部高校は普通科、普通科体育コース、くすり・バイオ科(工業科)、情報デザイン科(商業科)の3学科1コースを持つ総合制高校です。

2020年に水橋高校との再編統合により新高校となり、1学年あたり普通科2クラス、普通科体育コース1クラス、くすり・バイオ科2クラス、情報デザイン科1クラスで3学年計17クラス約700名の生徒が学んでいます。「進化 深化 真価」をモットーに、総合制高校の強みをフル活用し、多様な生徒一人一人の個性を伸ばし、各学科や個人が互いに切磋琢磨して高め合う学校です。

新高校では3年時に総合選択制を実施することになっており、生徒が学科やコースの枠を越えて各分野の10講座のうち、1講座を選択することで専門性の高い授業を学ぶことができるようになっています。

### 2. 普通科・普通科体育コースについて

普通科は大学進学を希望する生徒のために、広い教養と受験に対応できる学力を身につけることを目標としています。文系・理系両方の進学に対応できるカリキュラムを設定し、国公立大学や難関私立大学への進学希望にも対応しています。

普通科体育コースは、アスリートとしてのより高い技術と人間力を養い、全国レベルの大会での活躍を目指すとともに、将来のスポーツ振興を担う人材の育成を目指してい

ます。特に専門教科「体育」では、選択した一つの種目を専門的に学習することで高度な運動技能を養っています。

### 3. 情報デザイン科について

情報デザイン科では、地域社会・企業等との連携によるデザイン制作、商業の知識・技能を生かした企業経営や地域課題解決の提案活動など、創造力、企画力、提案力を高める学習に取り組み、ビジネスとデザインの技能を持った職業人の育成を目指しています。1年次は全員が共通して商業やデザインの基礎的・基本的な学習を行い、2・3年時では進路や適性を考慮してビジネス系とデザイン系に分かれて学習しています。模擬株式会社運営や年1回開催する北高展など、特色ある活動を行っています。

### 4. くすり・バイオ科について

くすり・バイオ科は昭和2年に開校した富山薬学校を前身とし、昭和23年度より本校に薬業科として設置されました。昭和43年度からは教育課程を改編し、配置薬販売業の後継者を育成する薬業経営科2クラス、工場での製造技術を学ぶ薬品製造科2クラス、品質管理の技術を学ぶ薬品分析科1クラスとなりました。昭和51年に薬品科学科と製薬技術科の2学科1クラスとなりましたが、平成17年にくすり・バイオ科に改編されました。2020年の水橋高校との再編統合に際し、くすり・バイオ科は2クラスになりました。



バイオ実習





ものづくりコンテスト（化学分析部門）

くすり・バイオ科は、富山の地場産業であるくすりやバイオテクノロジーについての知識や技術を学び、製造や品質管理の業務に従事できる人材の育成を目指しています。1年次は全員が共通の基礎的な学習を行い、2・3年次では進路や適性を考慮して3つのコース（製薬技術コース・薬品科学コース・バイオ化学コース）に分かれて、より専門的な知識を身につけます。

進路は就職から進学まで幅広く対応しており、卒業生の60%が就職、40%が大学等へ進学しています。例年、就職希望者のほぼすべてが薬品会社へ就職しており、過去3年間の離職率はほぼ0%です。進学は地元の富山大学や富山県立大学、隣県の金沢工業大学などの4年制大学や看護・医療系の専門学校が多数を占めています。

学科の特性を生かし、ものづくりコンテストや薬品分析コンテスト、とやま科学オリンピックなどにエントリーし、優秀な成績を収めています。「高校生ものづくりコンテスト」化学分析部門においては、平成13年の第1回大会、平成21年の第9回大会では優勝し、文部科学大臣賞を受賞しています。

ほかにも富山市主催の「富山のくすり！工場見学と歴史バスツアー」では、小学4～6年生とその保護者50名を受け入れ、本校生徒が指導者となって体験実習を行っています。

資格については、多くの資格の取得を積極的に行っています。特に危険物取扱者は製薬会社の要請もあり、取得に力を入れています。ほかに品質管理検定、初級バイオ技術者認定試験、パソコン利用技術検定の取得に力を入れています。

## 5. 本校における危険物取扱者の取り組み

危険物取扱者試験については、前述の通り製薬会社の要請もあり、受験を奨励しています。必要としない企業においても「資格の数は高校時代の努力のバロメーター」として評価されています。

20年程前から乙4以外の受験の推奨と補習を行うようになり、合格率が高くなりました。それ以降、卒業生の90%以上が乙種全類を取得して卒業しています。特に平成17年には3年生全員が乙種全類を取得して卒業、平成28、29年度には2年連続で3年生全員が全類を取得して卒業して、地元の新聞にも掲載されました。また平成21年度には7名の生徒が甲種を取得して卒業しています。

## 6. 危険物取扱者試験に向けた受験指導

くすり・バイオ科では、1年生の6月に全員が丙種を受験します。次に秋に乙種第4類を受験し、合格すると冬に1、2類、2年生の6月に3、6類、秋に5類で全類取得を目指します。就職・進学で履歴書や調査書に記載できるのが3年生の6月までに合格したものになるので、生徒は必死になって受験します。2年生で全類取得できた生徒の中には、3年生で甲種に挑戦する生徒もいます。

補習は試験日3週間前から毎日、部活動に所属する生徒のために練習時間や会議を避け、朝に行っています。日程の前半は法令や物理学及び化学の解説、後半は模擬試験を中心に行います。また週末には課題を出して、効率的な学習ができるように工夫しています。

## 7. 最後に

危険物取扱者試験は、くすり・バイオ科においてはもはや「卒業要件」といってもよい資格となっています。国家資格である危険物取扱者はどこで働いても通用する資格であり、合格率や取得率の上昇は、就職する生徒の意識を変えています。危険物取扱者試験に力を入れてからは、生徒の就職に対する意識が変わったように思います。入学希望者がくすり・バイオ科を希望した理由に、資格取得と就職率を上げています。富山県の地場産業である薬品会社に望まれる人材を送り出すためにも、今後も危険物取扱者の取得に注力したいと考えています。

### はじめに（香川県の概要）

香川県は、日本で初めて国立公園に指定された瀬戸内海国立公園の中心に位置し、四国の東北部にあります。地形は半月型で、南部には讃岐山脈が連なり、北部には讃岐平野が展開しています。河川はおおむね讃岐山脈に源を発し、北流して瀬戸内海に注いでいます。

面積は全国で最も小さく（1,876.73平方km）、平地と山地はおよそ相半ばしています。北は瀬戸内海をはさんで、瀬戸大橋が岡山県と結ばれ、東及び南は徳島県に、西は愛媛県に接しています。海岸線の延長は約724kmで、海面には多数の島が点在し、風光はまことに美しいものがあります。

気候は、四季を通じて温暖少雨で、気候温和、明るい瀬戸内海の気候に恵まれています。美しい自然と温暖な気候に恵まれた香川県は、万葉集にも、「玉藻よし讃岐の国は国がらか見れども飽かぬ」と歌われています。

なお、香川県の旧国名である（「さぬきうどん」でおなじみの）「讃岐」については、狭貫、佐貫などとも書き、むかし、朝廷へ「調」として矛竿<sup>ほこさお</sup>を納めたことから、「竿調国」と称したことにちなむとも、東西に細長い地形から「狭貫」と書いたともいわれています。

### 支部の状況

当支部の事務所は、高松市北部のさぬき浜街道沿いにある香川県産業会館の4階にあり、駐車場も完備されています。事務所の窓からは、源平合戦で名高い「屋島」を望むことができ、近くには県立中央病院、卸売団地、競輪場、住宅展示場、ショッピングセンターなどがある、高松市の中心街から少しだけ東に離れた場所にあります。業務に大きく関係する県庁へは、車で約10分、自転車で15分ほどと少し不便です。なお、数年前に近くに県立中央病院が出来て、県庁へのバス便も出来ました。バスを利用すると、県庁までは15分ほどかかります。

支部職員は支部長以下3名で、少数精鋭で一致協力し、試験業務、免状業務を迅速、確実に処理しています。申請者へは、丁寧な応対を心がけております。

危険物取扱者試験及び消防設備士試験は、県土が狭いので、県のほぼ中心に立地する香川大学の創造工学部1カ所で行っています。試験実施においては、支部職員だけでは

足りないので、香川県危機管理課、高松市消防局、坂出市消防本部、さらには香川県職員OBの皆様の絶大なるご協力をいただき、円滑に行えています。

### 試験業務について

#### ① 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験（一般試験）は年3回、他に、特定試験（高等学校、消防学校、少年院等）を、令和2年度は11回実施しています。

最近5年間の受験申請者数は、平成28～29年度は4,500人前後でしたが、平成30年度には近県での試験実施回数増の影響を受け大きく減少しました。

令和2年度の第1回危険物取扱者試験の一般試験の受験申請者数は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、高等学校で4月～5月の間、授業が行われなかったことや、一般の方の感染への警戒感などから、前年度第1回危険物取扱者試験の申請者数の半分位でした。8月以降受験生の多い高等学校を中心に特定試験を増やしたことにより、結果として、前年度並みの受験申請者数を確保することができたと思われます。また、第2回・第3回危険物取扱者試験の受験申請者が分散する形となり、感染対策をとった人員配置（一般試験での会場での昨年より少ない人数での試験の実施）で実施することも可能となりました。

これも、特定試験を実施していただいた、高等学校等のご協力のお陰であり、ありがたく感謝しているところです。令和2年度の受験申請者は、過去3年間の申請者数と比較すると、「乙種1～3類」は微増していますが、「甲種」「乙種4類」では減少しました。特に「乙種4類」は、5年前と比較すると約3割の減であり危機感を抱くところです。

全体に占める高校生の割合は4割弱といったところで、今後も高等学校の先生への働きかけや、特定試験の実施に力を入れていきたいと考えています。

■表1 危険物取扱者試験受験申請者数の推移

|         | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 一 般     | 2,664  | 2,666  | 2,421  | 2,194 | 2,073 |
| 高校生     | 1,883  | 1,781  | 1,264  | 1,285 | 1,345 |
| (高校生割合) | 41.4   | 40.0   | 34.3   | 36.9  | 39.4  |
| 合 計     | 4,547  | 4,447  | 3,685  | 3,479 | 3,418 |
| うち特定試験  | 300    | 496    | 379    | 284   | 738   |



## ② 消防設備士試験

消防設備士試験は、年に2回実施しています。最近5年間の受験申請者数は、1,200人程度です。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、他の支部において試験の中止や定員超過による申込みの打ち切りがあったことから、逆に本県への流入があった模様です。特に1月に実施した第2回試験では、県外からの受験者の割合が4割近くに達しました。なお、高校生の受験や特定試験の実施はありません。

■表2 消防設備士試験受験申請者数の推移

|      | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 受験者数 | 1,223  | 1,204  | 1,189  | 1,158 | 1,117 |

## ○ 免状業務について

最近5年間の免状交付件数は、危険物取扱者が1,400～1,600件程度、消防設備士が300件～400件程度です。消防設備士の令和2年度の交付件数については、業務システム更新のため、2回目の新規交付を令和3年度に持ち越したため、約半分になっています。

また、写真の書換えでは、危険物取扱者保安講習会及び消防設備士義務講習会で、受講者に書換えを周知していたています。

現在の場所に移転した時に、近くに県証紙の売りさばき所がなかったことから、支部で県証紙の売りさばきを行っております。県証紙を取り扱う手間はかかりますが、窓口に来所する申請者の利便性はよいと思われます。

窓口に来られる申請者への対応も、支部長以下支部職員全員で行っており、問題が起こった場合の情報共有にも都度、努めています。お昼休みの時間帯に来所されたり、電話をかけてこられる申請者も多く、お昼休みは交代で取ることにより、お昼休みの時間帯の申請者への窓口や電話対応をしております。

■表3 免状交付件数の推移

| 年 度    |       | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 危険物取扱者 | 新規交付  | 1,444  | 1,628  | 1,757  | 1,534 | 1,477 |
|        | 写真書換等 | 1,071  | 1,137  | 1,109  | 1,245 | 1,279 |
|        | 計     | 2,515  | 2,765  | 2,866  | 2,779 | 2,756 |
| 消防設備士  | 新規交付  | 284    | 390    | 301    | 321   | 182   |
|        | 写真書換等 | 146    | 149    | 160    | 175   | 183   |
|        | 計     | 430    | 539    | 461    | 496   | 365   |
| 合 計    |       | 2,945  | 3,304  | 3,327  | 3,275 | 3,121 |

## ○ おわりに

危険物取扱者及び消防設備士は、法令に定められた資格であり、今後も制度を維持していく必要がありますが、少子化による高校生等の減少、エネルギー需要等の社会情勢の変化に伴う危険物施設の減少、経済・雇用情勢が引き続き厳しい状況にあることなどから、受験者数の減少（特に危険物取扱者試験）が今後も続いていくことが懸念されるなど、非常に厳しい状況にあります。

令和3年度においても、受験申請者の受験機会を確保するため、新型コロナウイルス感染症対策を丁寧に実施していくことにより、会場である香川大学創造工学部の理解を得ながら試験を実施していく必要があります。

一方で、感染症対策を実施するための業務等が増加する中、職員の負担を減らしながら、効率的に運営することに留意していくことの必要もあります。

この1年も試行錯誤を重ね、今できることは何かと常に考えながら、前に進める姿勢で取り組んでいきたいと思ひます。

## 甲種危険物取扱者試験合格 ～その先へ～

### 危険物取扱者資格を知って

私が危険物取扱者という資格を初めて知ったのは、小学校5年生の頃だっただろうか？父親との会話の中でそれは登場し、元々化学が好きで日頃から自分で学習を進めていた私は、とても興味を持った。早速、試験ではどのような問題が出されるのか、出題傾向や難易度はどんなものなのか、などを調べてみた。結果、好きで勉強してきた自分の知識が、どの程度まで定着しているかの確認と、より深く専門的な新しい知識の獲得のために丁度いいと判断し、いつしか挑戦してみたいと思うようになった。だがその頃は、まずは目の前の中学受験の勉強が優先となり、危険物取扱者試験は中学入学までお預けとなった。

### 丙種取得！

晴れて志望校に入学した私は、思いっきり中学生生活を謳歌し始めた。陸上競技部とクイズ研究同好会を兼部し、文化祭実行委員にもなった。授業は濃く深く、学校行事はどれも楽しく、休日は友人と一緒に色々な所へ出かけた。中学生生活の充実ぶりに、危険物取扱者試験を忘れ、気が付くと夏休みは終わり、秋になっていた。ギリギリになったけど思い出して良かった。

中学1年生の10月、まずは丙種の試験を受けることにした。丙種は「危険物に関する法令」「燃焼及び消火に関する基礎知識」「危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法」の3科目があった。それぞれの科目で60%以上の点数を取るために苦手な教科を作らずに満遍なく勉強することが大切だ。わかってはいたのだが、私にはもう時間が無かった。時、既に秋なのだから…。だが、私には化学を愛し学んできた積み重ねがある。今までどれだけの本を読み、実験をしてきたことだろう。あの時間は決して私を裏切らないだろう。

幸い「法令」以外の分野は、今まで培った知識で対応出来るものだった。しかし「法令」は、まだ中学生の私には、普段からあまり馴染みが無いため、勉強が必要だった。考えて理論的にわかるような分野でもなく、語呂合わせなども活用しつつ、少しずつ覚えて行った。こうして「法令」に特化した丙種の勉強を終え、試験当日



小早志 美德 こはやし みのり  
渋谷教育学園幕張中学校 3年

は、リラックスした状態で臨むことが出来た。すらすらと問題が解け、終わった時には手応えを感じた。自分の中では、合格していると思った。この自信は幼い頃から化学に親しみ、日々学んできたという事実から来るものだろう。ここで丙種を一発合格したことが、後々、甲種まで連続で合格出来たことの礎となったと思う。

### 乙種全類制覇！

次に取ろうと思ったのは、乙種第4類だ。

丙種と同じような内容で「燃焼及び消火に関する基礎知識」の部分が「基礎的な物理学及び基礎的な化学」に変わっただけという印象だった。丙種合格直後だったので、乙種第4類はとても勉強が進めやすかった。難易度は丙種より少し高いくらい、という印象だった。こちらは、丙種の試験から2カ月後の中学1年生の12月に合格をいただいた。残りの乙種は、試験科目のうち「危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法」以外が免除されるので、一気に複数の類を受験しても、学習量はさほど増えない。この免除科目があったことで、時間にも余裕生まれ、自分の苦手なところを重点的に学習出来た。似た性質同士の危険物もあったり、類ごとに全く違う性質を持っていたりするので、区別して一つひとつの物質の性質を丁寧に覚える必要があった。これが面倒で紛らわしかった。そこで、自分でスマホのメモ機能を利用して、いろいろな物質の色や性質・特徴的で覚えるべきポイントなどを書き込んで、隙間時間にせせと見て、記憶に定着させることを心がけた。こうして、中学2年生の5月に、乙種第2・3類に合格し、その後、翌年の1月に乙種第1・5・6類に合格した。乙種全類に一発で合格出来てとても気持ちが良かった。この合格

を支えたのは、今までの積み重ねの化学の知識によるところが大きい。

### 甲種合格！

そしていよいよ、甲種の勉強に取り掛かった。参考書などを見てみると、物理化学の分野や、性質・消火の方法の分野は、高校化学程度の内容と乙種の際に勉強した内容が主なものであったので、特に新たに勉強することも無く簡単だった。難しかったのは、ここでもやはり「法令」である。単純に覚える量が多いのと、様々なパターンによって覚え分けをしなければならず、それがとても負担に思えた。乙種の勉強をした時から少し時間も経っていたので、細かい所を忘れてしまっていて、再度覚え直す必要もあった。指定数量や、届け出のところが様々なパターンや場合分けが多く、特に覚え難かった。

学校生活は日々忙しく、勉強もあり、甲種の学習にまとまった時間を取ることは困難だった。だから、登下校の電車の待ち時間や、乗っている時間など、ちょっとした隙間時間などを利用して、効率よく暗記をした。

試験当日、会場には同年代の人がほとんど見当たらず少し緊張したが、絶対に合格すると自分に言い聞かせた。すると、すぐに落ち着いた気持ちを取り戻せて、試験に臨むことが出来た。中学2年生の3月のことだった。私は甲種危険物取扱者試験に合格した。

### 甲種合格、その後…

甲種危険物取扱者の試験に合格をいただき、大きな達成感に包まれた。一連の試験を通して、今まで表面を触る程度でしか学んでいなかった有機化学の分野をより詳しく学ぶことが出来てとても有意義だった。新たな分野を勉強することは、なんと楽しく面白いのだろう。化学の世界はなんて奥深く、素晴らしいのだろう。甲種合格をきっかけに、改めてそう思えた。今では大学レベルの本を買って自分で更に勉強を進めている。

思えば、丙種危険物取扱者から甲種危険物取扱者まで全八種類の試験にすべて一発で合格出来たのは、小さい頃から、ただ化学が好きで、日々本を読み、勉強を続けてきた習慣の賜物だと思っている。これからも学習を続けて、より深く、より高度な知識を身に着けたい。

願わくは、それにより社会貢献出来ればと思う。





## 高層建築物の避難安全に関する研究

消防研究センター 藤井 皓介

### 1. はじめに

国内では、多くの階と高さを有する高層の建築物（以降、高層建築物）が建てられ、日常における生活の場として利用されている。高層建築物は、空間を積層させることで床面積を増やし、多数の在館者の収容が可能となる。一方で、災害時に避難する場合、大量の避難者によって経路上に混雑状況が発生する可能性がある。特に、それぞれの階から避難者が集まる避難階段では、異なる階の避難者同士が合流することで渋滞状況が発生する可能性が高い。加えて、オフィス等、常に多くの人が集まる用途の建築物ではより混雑発生への恐れが高まる。例として、東日本大震災では地上54階建ての国内超高層ビルにおいて地震発生後の火災発生放送による全館一斉避難が行われ、従業員や来館者が階段に殺到し、階段で混雑が生じている<sup>1)</sup>。このほかにも、2001年に米国の世界貿易センタービル<sup>2)</sup>、2015年にドバイの超高層住宅、2017年にロンドンのタワーマンションなどで火災および避難が生じている。これまで国内外において高層建築物の火災とこれに伴う避難の事例が発生しており、重大な被害を未然に防ぐためには上記の問題への対処は重要なものと言える。

本稿では、著者がこれまで実施してきた高層建築物における避難に関する研究事例を紹介するとともに関連する課題について述べる。

### 2. 高層建築物における順次避難

高層建築物は、消防法第8条の2において高さ31mを超える建築物として規定されている。建築基準法第34条第2項において非常用エレベーターの設置義務が発生する等、火災安全対策の強化が図られているが、階段による避難が基本となる。設計時の避難計画では、各階ごとに避難時間が計算されるが、異なる階からの避難者同士による階段室内での合流や混雑による影響は考慮されていない。実際に避難した場合、各階から避難者の集団（群集）が階段室内に流入することで、階段室内で避難者同士の合流が生じ、階段室内での混雑が生じる。異なる階からの避難者による合流が多くなるほど階段室内の渋滞は長くなり、全館一斉避

難で最大となる。この場合、渋滞の後続すなわち上階ほど避難に要する時間が長くなり、火災の状況によっては逃げ遅れにつながる。この様なリスクに対処する方法として、階ごとに避難を開始する時間を変えることで、全館一斉避難で生じる階段室内の混雑を緩和・解消する「順次避難」が提唱されている。順次避難の具体的な方法を得ることを目的とし、実際の高層建築物における避難訓練の観測調査等を行っている<sup>3)</sup>。

掲載した写真（図1）は後述の実験のものであるが、階段踊り場において合流が生じている状況と生じていない状況について避難群集が降下する状況を記録したものである。合流が生じる場合、踊り場から下階に通じる階段を降りていく避難者の流動量（単位時間あたりの通過人数）の割合を1、上階に通じる階段と階段出入り口から踊り場に流入する割合をそれぞれ $\alpha$ と $\beta$ とすると、理論上は $\alpha + \beta = 1$ の関係となる。例として、2階踊り場から1階に通じる階段に流入する流動量を1人/s（1秒につき1人通過）とすると、3階から2階の踊り場に流入する流動量は $\alpha$ 人/sとなる。同様に、上階となる4階から3階踊り場に降りてくる流動量は $\alpha^2$ となる。全ての階で合流が生じる場合、 $n$ 階の踊り場から降下する避難者の流動量は $\alpha^{n-1}$ となる。 $\alpha$ を0.5とすると20階であれば0.5の19乗となり、その値は極めて小さい。上述の理論式により、合流による流動量の減少を推計できるが、順次避難の方法を得るにはより多様なデータが必要となる。群集流動の実態把握により、合流が生じなくとも一度停止が生じると後続の流動すなわち上階の避難者へとその停止が伝播していく等、多様な特性が明らかになった。このような詳細な現象を反映させることが、順次避難において避難する階の順序や階ごとの避難開始時間の精度向上に繋がる。

さらに、実際の建築物においては各階の在館者数は異なり、階によって避難者が踊り場に流入し続ける時間も異なるため、避難開始時間や階の順序については各階の在館者数も含めて検討する必要がある。加えて、避難開始階の順序決定においては、火災のリスクや建築物の構造も考慮する必要がある。優先的避難の要因として、火災発生階のほか火

煙が伝播しうる豎穴が考えられる。例として、日常用エレベーターのシャフトが上層階と下層階で分かれて設置されている場合、シャフトの天井面がある上層階と下層階それぞれの最上階に煙の伝播するリスクが高くなるため、避難の優先順位が高くなる。建築物毎に各階の在館者数、階数を含めた建築物の構造とこれによる火災リスクは異なる。これらの要素と群集の流動特性を反映することで、順次避難方法は個別の建築物に対して有用なものとなる。

### 3. 避難群集と消防隊の相互影響

階段室内については避難者による混雑のみならず消防活動を考慮した広さが確保されていない。これにより、消火・救助等の消防活動が困難になるほか、避難経路上における消防活動が避難経路を塞ぎ避難を阻害する可能性もある。前述の東日本大震災では超高層ビルにおいてスタッフが火災状況の確認のために避難者で混雑した階段を上昇する状況、米国WTCテロ事件およびグレンフェルタワー火災では避難者のいる階段で消防隊が活動する状況が報告されている<sup>1)2)</sup>。避難行動と消防活動の相互影響を考慮した避難計画および消防活動が必要であり、このための研究を行っている<sup>4)5)</sup>。研究は、階段における避難群集の流動と消防隊による消防活動の相互影響を実際の階段を用いた実験に基づき実証的に把握することを目的としている。

実験は、避難者と消防隊が逆方向に移動する状況を想定するとともに避難群集の合流の有無と階段の占有状況、消防隊の活動内容を実験条件として組み合わせて実施した(図2, 3)。結果として、消防隊の移動速度は避難者が1列で歩行する場合の方が合流の有無に関わらず高い傾向にあった。建築物の階段幅は建築基準法に基づき用途と床面積によって規定されており、高層建築物では1200mmが最小寸法となることが多い。当該実験に使用した階段の幅もこの寸法に近いものであり、2人が並べる程度の幅となる。避

難者が歩き方を指示されることなくこの幅の階段を歩行した場合、2列あるいは千鳥状に横方向に広がる。このため、消防隊が移動する経路は確保されておらず、消防隊が階段を移動するためには階段を占有する避難者が道を譲る必要があった。さらに、1列歩行における避難者の流動量は自由歩行より減少するが、消防隊がいない避難者のみにおける場合からの減少量と比べるとその差は小さかった。両者の移動経路を明確に区分した方が、避難者と消防隊員が同時に階段を使用する場合、避難者の混雑予防と消防隊の活動効率を考慮した方法であると考えられる。特に、消防隊が階段外側を使用することで、消防隊の速度低下が抑制された。消防隊員より階段外側の方がポンプ等の避難者への接触を避けやすく移動しやすいとの報告があったことから、空間的な余裕が生まれ、接触の不安が緩和されたと推察される。このほか、ホースの敷設方法や合流の有無により避難群集と消防隊両者の行動についてその効率に差異が生じる結果を得ている。

### 4. おわりに

近年大きな被害は出ていないが、高層建築物における火災とこれに伴う避難は継続的に発生しており、中低層の建築物同様に生じるものとして考える必要がある。順次避難の精度を高めることで階段室の混雑緩和とリスクの高い階からの優先的避難がより効果的なものとするのが期待できる。その一方で、実際の避難においては作成した順次避難計画に従って避難誘導と避難行動を円滑に行うことも重要であり、訓練や教育により当事者の練度を高めることも必要である。また、過去の事例にもある通り消防活動と避難が同じ階段で行われる状況もあり得る。現在の避難計画および消防活動では反映されていない両者を横断した評価方法も、今後、必要となることが予想される。

本稿では高層建築物の避難安全に関する研究について一

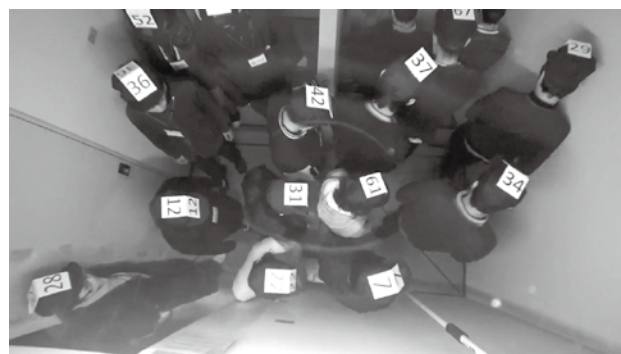
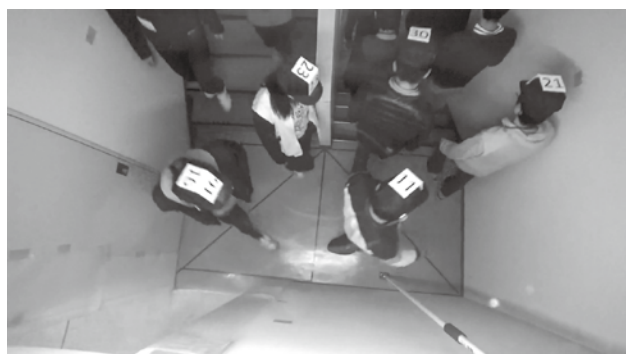


図1 踊り場における流動状況(左:合流なし 右:合流あり)

部結果とともに紹介した。現在もより有用な結果を得るため研究を進めている。以上の内容が避難計画作成や消防活動等実務の参考になれば幸いである。



図2 避難者が合流する踊り場における消防隊の移動状況



図3 内側1列で移動する避難者とすれ違う消防隊

### 参考文献

- 1) 総務省消防庁 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会：東日本大震災時における建築物の防災管理・自衛消防組織に係る運用実態について（報告），2012.2.
- 2) 日本建築学会 WTC崩壊特別調査委員会：世界貿易センタービル 崩壊特別委員会中間報告，2002.8.
- 3) Kosuke Fujii, Masayuki Mizuno, Hiroyuki Kadokura, Tomonori Sano, Ai Sekizawa, Influence of congestion in upper floor on pedestrian flow in staircase based on observational survey of evacuation drill in a high-rise building, The Proceedings of 11th Asia-Oceania Symposium on Fire Science and Technology, pp.269-282, 2019.9.
- 4) Kosuke Fujii, Keiichi Kawashima, Jun-ichi Yamaguchi, Yoshifumi Ohmiya: INFLUENCES OF FIREFIGHTER'S MOVEMENT ON EVACUEE'S CROWD FLOW ON STAIRS, Conference Proceedings of the Fifteenth International Interflam Conference, Vol.2, pp.1951-1957, 2019.7.
- 5) 藤井皓介、川島恵一、山口純一、牧野豊、田村祐介、大宮喜文：階段における降下避難群集と上昇消防隊の相互影響、pp.13-25、第68回 全国消防技術者会議資料、2020.11.



# 消防庁の通知・通達等

## ◆屋内給油取扱所の範囲に係る運用について

消防予第172号 令和3年7月21日

消防庁危険物保安室長

各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あて

### 要旨

危険物の規制に関する規則の一部を改正する総務省令（令和3年総務省令第71号）が本日公布され、屋内給油取扱所の範囲に係る改正については、公布の日から施行されることとなりました。

本改正により、屋内給油取扱所の範囲については、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から当該部分のうち床又は壁で区画された部分の一階の床面積（以下「区画面積」という。）を減じた面積の、給油取扱所の敷地面積から区画面積を減じた面積に対する割合が三分の一を超えるもの（当該割合が三分の二までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。）とされたことから、この「火災の予防上安全であると認められるもの」についての留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

貴職におかれては、下記事項にご留意いただくとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

### 記

#### 1 「火災の予防上安全であると認められるもの」について

- (1) 以下の全ての事項を満たすものについては、「火災の予防上安全であると認められるもの」に該当するものであること（別紙①～③参照）。

なお、建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては認められないこと（別紙④、⑤参照）。

ア 道路に1面以上面している給油取扱所であって、その上屋（キャノピー）と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2m以上の隙間があり、かつ、上屋（キャノピー）と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1m以上の隙間が確保されていること。

イ 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。

- (2) (1)以外の給油取扱所（建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものを除く。）であっても安全性を確認できる場合があるため、必要な場合は個別に総務省消防庁危険物保安室に相談すること。

#### 2 許可の変更に係る取扱いについて

現に危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第17条第2項の屋内給油取扱所として許可を受けている給油取扱所のうち、改正後の危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第25条の6の規定により屋内給油取扱所の範囲から外れるものについて、政令第17条第1項の屋外給油取扱所としての許可を受けたものとして取扱う場合は以下の取扱いとすること。

- (1) 変更時に上屋（キャノピー）、消火設備、警報設備等の工事を伴うものについては、「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」（平成14年3月29日付け消防危第49号）により手続を行うこと。
- (2) 変更時に上屋（キャノピー）、消火設備、警報設備等の工事を伴わないものについては、同通知に規定する「資料による確認を要する変更工事」に準じた手続を行うこと。

別紙①～⑤ 略

※ 全文については、消防庁ホームページに掲載されておりますので参照ください。

<http://www.fdma.go.jp/>

# 業務報告

## 6月の試験実施結果

### ■危険物取扱者試験

| 試験種類  | 受験者(人) | 合格者(人) | 合格率(%) |
|-------|--------|--------|--------|
| 甲種    | 4,063  | 1,511  | 37.2   |
| 乙種第1類 | 2,811  | 1,941  | 69.1   |
| 乙種第2類 | 2,655  | 1,871  | 70.5   |
| 乙種第3類 | 2,982  | 1,968  | 66.0   |
| 乙種第4類 | 51,576 | 18,328 | 35.5   |
| 乙種第5類 | 3,022  | 1,998  | 66.1   |
| 乙種第6類 | 3,359  | 2,245  | 66.8   |
| 乙種計   | 66,405 | 28,351 | 42.7   |
| 丙種    | 4,270  | 2,345  | 54.9   |
| 合計    | 74,738 | 32,207 | 43.1   |

#### □危険物取扱者試験実施支部等

北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

### ■消防設備士試験

| 試験種類  | 受験者(人) | 合格者(人) | 合格率(%) |
|-------|--------|--------|--------|
| 甲種特類  | 49     | 16     | 32.7   |
| 甲種第1類 | 1,228  | 383    | 31.2   |
| 甲種第2類 | 149    | 57     | 38.3   |
| 甲種第3類 | 155    | 68     | 43.9   |
| 甲種第4類 | 1,812  | 795    | 43.9   |
| 甲種第5類 | 133    | 52     | 39.1   |
| 甲種計   | 3,526  | 1,371  | 38.9   |
| 乙種第1類 | 97     | 35     | 36.1   |
| 乙種第2類 | 39     | 10     | 25.6   |
| 乙種第3類 | 49     | 17     | 34.7   |
| 乙種第4類 | 345    | 138    | 40.0   |
| 乙種第5類 | 41     | 13     | 31.7   |
| 乙種第6類 | 1,766  | 861    | 48.8   |
| 乙種第7類 | 329    | 209    | 63.5   |
| 乙種計   | 2,666  | 1,283  | 48.1   |
| 合計    | 6,192  | 2,654  | 42.9   |

#### □消防設備士試験実施支部等

宮城、東京、新潟、滋賀、大阪、兵庫、奈良、沖縄

## 6月中の免状作成状況

(単位: 件)

|         | 危険物取扱者免状 |        | 消防設備士免状 |        | 合計     |        |
|---------|----------|--------|---------|--------|--------|--------|
|         |          | 本年度累計  |         | 本年度累計  |        | 本年度累計  |
| 新規免状交付  | 5,435    | 33,747 | 1,771   | 10,226 | 7,206  | 43,973 |
| 本籍等の書換え | 235      | 576    | 37      | 79     | 272    | 655    |
| 写真書換え   | 11,743   | 29,886 | 1,024   | 2,902  | 12,767 | 32,788 |
| 再交付     | 914      | 2,629  | 65      | 176    | 979    | 2,805  |
| 計       | 18,327   | 66,838 | 2,897   | 13,383 | 21,224 | 80,221 |

※ 免状交付申請等の受付件数を計上しています。

※ 本籍等の書換えについては、新規交付、再交付又は写真書換えとの同時申請分を除いた件数を計上しています。

## 7月の試験実施結果

### ■危険物取扱者試験

| 試験種類  | 受験者(人) | 合格者(人) | 合格率(%) |
|-------|--------|--------|--------|
| 甲種    | 1,682  | 753    | 44.8   |
| 乙種第1類 | 872    | 616    | 70.6   |
| 乙種第2類 | 697    | 516    | 74.0   |
| 乙種第3類 | 931    | 619    | 66.5   |
| 乙種第4類 | 18,106 | 5,944  | 32.8   |
| 乙種第5類 | 852    | 628    | 73.7   |
| 乙種第6類 | 1,002  | 704    | 70.3   |
| 乙種計   | 22,460 | 9,027  | 40.2   |
| 丙種    | 2,275  | 1,001  | 44.0   |
| 合計    | 26,417 | 10,781 | 40.8   |

#### □危険物取扱者試験実施支部等

北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、新潟、石川、福井、山梨、長野、岐阜、愛知、滋賀、大阪、兵庫、奈良、和歌山、広島、徳島、愛媛、高知、福岡、熊本、沖縄

### ■消防設備士試験

| 試験種類  | 受験者(人) | 合格者(人) | 合格率(%) |
|-------|--------|--------|--------|
| 甲種特類  | 229    | 65     | 28.4   |
| 甲種第1類 | 1,470  | 474    | 32.2   |
| 甲種第2類 | 610    | 231    | 37.9   |
| 甲種第3類 | 674    | 283    | 42.0   |
| 甲種第4類 | 2,932  | 1,206  | 41.1   |
| 甲種第5類 | 596    | 227    | 38.1   |
| 甲種計   | 6,511  | 2,486  | 38.2   |
| 乙種第1類 | 344    | 160    | 46.5   |
| 乙種第2類 | 119    | 45     | 37.8   |
| 乙種第3類 | 238    | 94     | 39.5   |
| 乙種第4類 | 891    | 315    | 35.4   |
| 乙種第5類 | 216    | 88     | 40.7   |
| 乙種第6類 | 2,625  | 1,037  | 39.5   |
| 乙種第7類 | 760    | 434    | 57.1   |
| 乙種計   | 5,193  | 2,173  | 41.8   |
| 合計    | 11,704 | 4,659  | 39.8   |

#### □消防設備士試験実施支部等

北海道、青森、宮城、秋田、東京、石川、岐阜、三重、滋賀、京都、大阪、鳥取、愛媛、高知、福岡、佐賀、鹿児島

## 7月中の免状作成状況

(単位：件)

|         | 危険物取扱者免状 |         | 消防設備士免状 |        | 合計     |         |
|---------|----------|---------|---------|--------|--------|---------|
|         |          | 本年度累計   |         | 本年度累計  |        | 本年度累計   |
| 新規免状交付  | 26,776   | 60,523  | 1,699   | 11,925 | 28,475 | 72,448  |
| 本籍等の書換え | 190      | 1,223   | 19      | 98     | 209    | 1,321   |
| 写真書換え   | 11,058   | 40,944  | 1,096   | 3,998  | 12,154 | 44,942  |
| 再交付     | 851      | 3,480   | 59      | 235    | 910    | 3,715   |
| 計       | 38,875   | 106,170 | 2,873   | 16,256 | 41,748 | 122,426 |

※ 免状交付申請等の受付件数を計上しています。

※ 本籍等の書換えについては、新規交付、再交付又は写真書換えとの同時申請分を除いた件数を計上しています。



危険物取扱者試験日程（願書受付が10・11月にかかる日程分を抜粋）  
※試験日など変更になることがありますので、ホームページ等で確認して下さい。

| 支 部 名 | 試験日    |    | 受付期間   |        |        |        | 甲種 | 乙種  |     |     |     |     |     | 丙種 |
|-------|--------|----|--------|--------|--------|--------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
|       |        |    | 電子申請   |        | 書面申請   |        |    |     |     |     |     |     |     |    |
|       | 月 日    | 曜日 | 開始日    | 締切日    | 開始日    | 締切日    |    | 第1類 | 第2類 | 第3類 | 第4類 | 第5類 | 第6類 |    |
| 北 海 道 | 11月14日 | 日  | 10月 4日 | 10月11日 | 10月 7日 | 10月14日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 12月19日 | 日  | 11月 9日 | 11月16日 | 11月12日 | 11月19日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
| 青 森   | 11月 6日 | 土  | 9月14日  | 10月 1日 | 9月17日  | 10月 4日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 11月 7日 | 日  | 9月14日  | 10月 1日 | 9月17日  | 10月 4日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 11月13日 | 土  | 9月14日  | 10月 1日 | 9月17日  | 10月 4日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 11月14日 | 日  | 9月14日  | 10月 1日 | 9月17日  | 10月 4日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 11月20日 | 土  | 9月14日  | 10月 1日 | 9月17日  | 10月 4日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 11月21日 | 日  | 9月14日  | 10月 1日 | 9月17日  | 10月 4日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 11月27日 | 土  | 9月14日  | 10月 1日 | 9月17日  | 10月 4日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
| 岩 手   | 1月15日  | 土  | 11月22日 | 11月29日 | 11月25日 | 12月 2日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 1月22日  | 土  | 11月22日 | 11月29日 | 11月25日 | 12月 2日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 1月29日  | 土  | 11月22日 | 11月29日 | 11月25日 | 12月 2日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
| 宮 城   | 11月21日 | 日  | 10月 4日 | 10月12日 | 10月 7日 | 10月15日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 12月12日 | 日  | 10月24日 | 11月 2日 | 10月27日 | 11月 5日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 12月19日 | 日  | 11月 1日 | 11月 9日 | 11月 4日 | 11月12日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
| 秋 田   | 11月28日 | 日  | 10月 5日 | 10月22日 | 10月 8日 | 10月25日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 1月23日  | 日  | 11月30日 | 12月17日 | 12月 3日 | 12月20日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
| 山 形   | 11月13日 | 土  | 9月24日  | 10月 4日 | 9月27日  | 10月 7日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 12月18日 | 土  | 10月29日 | 11月 8日 | 11月 1日 | 11月11日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 1月22日  | 土  | 11月26日 | 12月 6日 | 11月29日 | 12月 9日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
| 福 島   | 11月27日 | 土  | 9月26日  | 10月 5日 | 9月29日  | 10月 8日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 12月 4日 | 土  | 9月26日  | 10月 5日 | 9月29日  | 10月 8日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 12月19日 | 日  | 9月26日  | 10月 5日 | 9月29日  | 10月 8日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 1月15日  | 土  | 11月 7日 | 11月16日 | 11月10日 | 11月19日 |    |     |     | 乙4  |     |     |     |    |
|       | 1月16日  | 日  | 11月 7日 | 11月16日 | 11月10日 | 11月19日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  |     | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
| 茨 城   | 2月20日  | 日  | 11月22日 | 12月 3日 | 11月25日 | 12月 6日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 3月12日  | 土  | 11月22日 | 12月 3日 | 11月25日 | 12月 6日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
| 群 馬   | 11月 7日 | 日  | 9月14日  | 9月28日  | 9月17日  | 10月 1日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 11月14日 | 日  | 9月14日  | 9月28日  | 9月17日  | 10月 1日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 11月21日 | 日  | 9月14日  | 9月28日  | 9月17日  | 10月 1日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
| 埼 玉   | 12月12日 | 日  | 10月23日 | 11月 1日 | 10月26日 | 11月 4日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
| 千 葉   | 11月21日 | 日  | 9月21日  | 10月 1日 | 9月24日  | 10月 4日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 11月27日 | 土  | 9月21日  | 10月 1日 | 9月24日  | 10月 4日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 11月28日 | 日  | 9月21日  | 10月 1日 | 9月24日  | 10月 4日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 12月 5日 | 日  | 9月28日  | 10月12日 | 10月 1日 | 10月15日 | 甲種 |     |     |     |     |     |     | 丙種 |
| 東 京   | 11月20日 | 土  | 9月27日  | 10月 8日 | 9月30日  | 10月11日 |    |     |     |     | 乙4  |     |     |    |
|       | 11月27日 | 土  | 10月 4日 | 10月15日 | 10月 7日 | 10月18日 |    |     |     |     | 乙4  |     |     |    |
|       | 11月28日 | 日  | 10月 4日 | 10月15日 | 10月 7日 | 10月18日 |    | 乙1  | 乙2  | 乙3  |     | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 12月 4日 | 土  | 10月11日 | 10月22日 | 10月14日 | 10月25日 |    |     |     |     | 乙4  |     |     |    |
|       | 12月14日 | 火  | 10月18日 | 10月29日 | 10月21日 | 11月 1日 |    |     |     |     | 乙4  |     |     |    |
|       | 12月19日 | 日  | 10月25日 | 11月 5日 | 10月28日 | 11月 8日 |    |     |     |     | 乙4  |     |     |    |
|       | 1月 8日  | 土  | 11月 1日 | 11月12日 | 11月 4日 | 11月15日 |    |     |     |     | 乙4  |     |     |    |
|       | 1月16日  | 日  | 11月 8日 | 11月19日 | 11月11日 | 11月22日 |    |     |     |     | 乙4  |     |     |    |
|       | 1月22日  | 土  | 11月15日 | 11月26日 | 11月18日 | 11月29日 |    |     |     |     | 乙4  |     |     |    |
|       | 1月25日  | 火  | 11月15日 | 11月26日 | 11月18日 | 11月29日 |    | 乙1  | 乙2  | 乙3  |     | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 1月29日  | 土  | 11月22日 | 12月 3日 | 11月25日 | 12月 6日 |    |     |     |     | 乙4  |     |     |    |
|       | 2月 6日  | 日  | 11月29日 | 12月10日 | 12月 2日 | 12月13日 |    |     |     |     | 乙4  |     |     |    |
|       | 2月 8日  | 火  | 11月29日 | 12月10日 | 12月 2日 | 12月13日 | 甲種 |     |     |     |     |     |     |    |
| 神奈川   | 12月 5日 | 日  | 10月11日 | 10月22日 | 10月14日 | 10月25日 | 甲種 |     |     |     | 乙4  |     |     | 丙種 |
| 新 潟   | 11月21日 | 日  | 10月 5日 | 10月22日 | 10月 8日 | 10月25日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
| 石 川   | 11月20日 | 土  | 10月 4日 | 10月11日 | 10月 7日 | 10月14日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 11月27日 | 土  | 10月 4日 | 10月11日 | 10月 7日 | 10月14日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  |     | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 11月28日 | 日  | 10月 4日 | 10月11日 | 10月 7日 | 10月14日 |    |     |     |     | 乙4  |     |     |    |
|       | 12月 4日 | 土  | 10月 4日 | 10月11日 | 10月 7日 | 10月14日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 12月12日 | 日  | 10月 4日 | 10月11日 | 10月 7日 | 10月14日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
| 福 井   | 12月 5日 | 日  | 10月26日 | 11月 5日 | 10月29日 | 11月 8日 |    |     |     |     | 乙4  |     |     |    |
| 長 野   | 2月13日  | 日  | 11月29日 | 12月11日 | 12月 2日 | 12月14日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 2月20日  | 日  | 11月29日 | 12月11日 | 12月 2日 | 12月14日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
| 岐 阜   | 12月 5日 | 日  | 10月26日 | 11月 5日 | 10月29日 | 11月 8日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
| 愛 知   | 11月 7日 | 日  | 9月25日  | 10月 4日 | 9月28日  | 10月 7日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 11月13日 | 土  | 9月25日  | 10月 4日 | 9月28日  | 10月 7日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 12月12日 | 日  | 11月 6日 | 11月15日 | 11月 9日 | 11月18日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 1月16日  | 日  | 11月27日 | 12月 6日 | 11月30日 | 12月 9日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 1月23日  | 日  | 11月27日 | 12月 6日 | 11月30日 | 12月 9日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
| 滋 賀   | 12月11日 | 土  | 10月22日 | 10月26日 | 10月25日 | 10月29日 |    |     |     |     | 乙4  |     |     |    |
|       | 12月12日 | 日  | 10月22日 | 10月26日 | 10月25日 | 10月29日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 12月13日 | 月  | 10月22日 | 10月26日 | 10月25日 | 10月29日 |    |     |     |     | 乙4  |     |     |    |
|       | 12月14日 | 火  | 10月22日 | 10月26日 | 10月25日 | 10月29日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |
|       | 12月15日 | 水  | 10月22日 | 10月26日 | 10月25日 | 10月29日 |    |     |     |     | 乙4  |     |     |    |
| 大 阪   | 11月27日 | 土  | 10月15日 | 10月22日 | 10月18日 | 10月25日 | 甲種 | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 丙種 |

|     |        |   |        |        |        |        |    |    |    |    |    |    |    |    |
|-----|--------|---|--------|--------|--------|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 兵 庫 | 11月21日 | 日 | 10月 1日 | 10月12日 | 10月 4日 | 10月15日 | 甲種 | 乙1 | 乙2 | 乙3 | 乙4 | 乙5 | 乙6 | 丙種 |
|     | 11月28日 | 日 | 10月 1日 | 10月12日 | 10月 4日 | 10月15日 | 甲種 | 乙1 | 乙2 | 乙3 | 乙4 | 乙5 | 乙6 | 丙種 |
| 奈 良 | 11月14日 | 日 | 10月 2日 | 10月 9日 | 10月 5日 | 10月12日 | 甲種 | 乙1 | 乙2 | 乙3 | 乙4 | 乙5 | 乙6 | 丙種 |
| 広 島 | 11月14日 | 日 | 9月28日  | 10月 5日 | 10月 1日 | 10月 8日 | 甲種 | 乙1 | 乙2 | 乙3 | 乙4 | 乙5 | 乙6 | 丙種 |
|     | 11月21日 | 日 | 10月 5日 | 10月12日 | 10月 8日 | 10月15日 | 甲種 | 乙1 | 乙2 | 乙3 | 乙4 | 乙5 | 乙6 | 丙種 |
|     | 11月28日 | 日 | 10月 5日 | 10月12日 | 10月 8日 | 10月15日 |    | 乙1 | 乙2 | 乙3 | 乙4 | 乙5 | 乙6 | 丙種 |
|     | 12月12日 | 日 | 10月19日 | 10月26日 | 10月22日 | 10月29日 |    | 乙1 | 乙2 | 乙3 | 乙4 | 乙5 | 乙6 | 丙種 |
| 徳 島 | 11月27日 | 土 | 10月11日 | 10月18日 | 10月14日 | 10月21日 | 甲種 | 乙1 | 乙2 | 乙3 | 乙4 | 乙5 | 乙6 | 丙種 |
| 香 川 | 11月 3日 | 水 | 9月18日  | 9月28日  | 9月21日  | 10月 1日 |    |    |    |    | 乙4 |    |    |    |
|     | 11月 7日 | 日 | 9月18日  | 9月28日  | 9月21日  | 10月 1日 | 甲種 | 乙1 | 乙2 | 乙3 |    | 乙5 | 乙6 | 丙種 |
| 高 知 | 1月30日  | 日 | 11月23日 | 12月 6日 | 11月26日 | 12月 9日 |    |    |    |    | 乙4 |    |    |    |
| 佐 賀 | 11月21日 | 日 | 9月24日  | 10月 5日 | 9月27日  | 10月 8日 | 甲種 | 乙1 | 乙2 | 乙3 | 乙4 | 乙5 | 乙6 | 丙種 |
| 大 分 | 11月21日 | 日 | 9月25日  | 10月 4日 | 9月28日  | 10月 7日 | 甲種 | 乙1 | 乙2 | 乙3 | 乙4 | 乙5 | 乙6 | 丙種 |
| 鹿児島 | 11月 6日 | 土 | 9月14日  | 9月28日  | 9月17日  | 10月 1日 | 甲種 | 乙1 | 乙2 | 乙3 | 乙4 | 乙5 | 乙6 | 丙種 |
| 沖 縄 | 12月12日 | 日 | 10月25日 | 11月 2日 | 10月28日 | 11月 5日 | 甲種 | 乙1 | 乙2 | 乙3 | 乙4 | 乙5 | 乙6 | 丙種 |

| 消防設備士試験日程（願書受付が10・11月にかかる日程分を抜粋）<br>※試験日など変更になることがありますので、ホームページ等で確認して下さい。 |        |    |        |        |        |        |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|---------------------------------------------------------------------------|--------|----|--------|--------|--------|--------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 支 部 名                                                                     | 試験日    |    | 受付期間   |        |        |        | 甲種 |     |     |     |     | 乙種  |     |     |     |     |     |     |     |
|                                                                           |        |    | 電子申請   |        | 書面申請   |        |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                                                                           | 月 日    | 曜日 | 開始日    | 締切日    | 開始日    | 締切日    | 特類 | 第1類 | 第2類 | 第3類 | 第4類 | 第5類 | 第1類 | 第2類 | 第3類 | 第4類 | 第5類 | 第6類 | 第7類 |
| 北 海 道                                                                     | 11月14日 | 日  | 10月 4日 | 10月11日 | 10月 7日 | 10月14日 |    | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
| 秋 田                                                                       | 11月 7日 | 日  | 9月21日  | 10月 5日 | 9月24日  | 10月 8日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
| 山 形                                                                       | 11月27日 | 土  | 10月 8日 | 10月18日 | 10月11日 | 10月21日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
|                                                                           | 1月15日  | 土  | 11月26日 | 12月 6日 | 11月29日 | 12月 9日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
| 茨 城                                                                       | 2月27日  | 日  | 11月29日 | 12月10日 | 12月 2日 | 12月13日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
| 群 馬                                                                       | 1月15日  | 土  | 11月19日 | 11月30日 | 11月22日 | 12月 3日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  |     | 乙7  |
|                                                                           | 1月16日  | 日  | 11月19日 | 11月30日 | 11月22日 | 12月 3日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
| 千 葉                                                                       | 2月13日  | 日  | 11月30日 | 12月13日 | 12月 3日 | 12月16日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
| 東 京                                                                       | 12月12日 | 日  | 10月18日 | 10月29日 | 10月21日 | 11月 1日 | 特類 |     | 甲2  | 甲3  |     | 甲5  |     |     |     |     |     |     |     |
|                                                                           | 12月18日 | 土  | 10月25日 | 11月 5日 | 10月28日 | 11月 8日 |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 乙6  |     |
|                                                                           | 12月25日 | 土  | 11月 1日 | 11月12日 | 11月 4日 | 11月15日 |    |     |     |     |     |     |     |     |     | 乙4  |     |     | 乙7  |
|                                                                           | 1月10日  | 月  | 11月 1日 | 11月12日 | 11月 4日 | 11月15日 |    |     |     |     | 甲4  |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                                                                           | 1月15日  | 土  | 11月 8日 | 11月19日 | 11月11日 | 11月22日 |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 乙6  |     |
|                                                                           | 1月23日  | 日  | 11月15日 | 11月26日 | 11月18日 | 11月29日 |    | 甲1  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                                                                           | 1月30日  | 日  | 11月22日 | 12月 3日 | 11月25日 | 12月 6日 | 特類 |     | 甲2  | 甲3  |     | 甲5  |     |     |     |     |     |     |     |
|                                                                           | 2月 5日  | 土  | 11月29日 | 12月10日 | 12月 2日 | 12月13日 |    |     |     |     | 甲4  |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 富 山                                                                       | 1月30日  | 日  | 11月21日 | 11月30日 | 11月24日 | 12月 3日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
| 長 野                                                                       | 1月23日  | 日  | 11月 5日 | 11月15日 | 11月 8日 | 11月18日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
|                                                                           | 1月30日  | 日  | 11月 5日 | 11月15日 | 11月 8日 | 11月18日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
| 静 岡                                                                       | 1月16日  | 日  | 11月 5日 | 11月15日 | 11月 8日 | 11月18日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
| 愛 知                                                                       | 11月28日 | 日  | 10月16日 | 10月25日 | 10月19日 | 10月28日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
| 滋 賀                                                                       | 11月27日 | 土  | 10月 1日 | 10月 5日 | 10月 4日 | 10月 8日 |    |     |     |     | 甲4  |     |     |     |     | 乙4  |     |     | 乙7  |
|                                                                           | 11月28日 | 日  | 10月 1日 | 10月 5日 | 10月 4日 | 10月 8日 |    | 甲1  | 甲2  | 甲3  |     |     |     |     |     |     | 乙5  | 乙6  |     |
|                                                                           | 11月29日 | 月  | 10月 1日 | 10月 5日 | 10月 4日 | 10月 8日 | 特類 |     |     |     |     | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  |     |     |     |     |
|                                                                           | 11月30日 | 火  | 10月 1日 | 10月 5日 | 10月 4日 | 10月 8日 |    |     |     |     | 甲4  |     |     |     |     | 乙4  |     |     | 乙7  |
|                                                                           | 12月 1日 | 水  | 10月 1日 | 10月 5日 | 10月 4日 | 10月 8日 |    | 甲1  | 甲2  | 甲3  |     |     |     |     |     |     | 乙5  | 乙6  |     |
| 京 都                                                                       | 11月21日 | 日  | 9月28日  | 10月 5日 | 10月 1日 | 10月 8日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
| 兵 庫                                                                       | 1月23日  | 日  | 11月26日 | 12月 6日 | 11月29日 | 12月 9日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
| 奈 良                                                                       | 12月19日 | 日  | 11月 6日 | 11月13日 | 11月 9日 | 11月16日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
| 和歌山                                                                       | 12月19日 | 日  | 10月 9日 | 10月16日 | 10月12日 | 10月19日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
| 鳥 取                                                                       | 11月21日 | 日  | 9月14日  | 9月28日  | 9月17日  | 10月 1日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
| 島 根                                                                       | 12月19日 | 日  | 10月12日 | 10月26日 | 10月15日 | 10月29日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
| 広 島                                                                       | 2月 6日  | 日  | 11月30日 | 12月 7日 | 12月 3日 | 12月10日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
|                                                                           | 2月13日  | 日  | 11月30日 | 12月 7日 | 12月 3日 | 12月10日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
| 愛 媛                                                                       | 1月 9日  | 日  | 11月 5日 | 11月15日 | 11月 8日 | 11月18日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
| 高 知                                                                       | 12月12日 | 日  | 10月19日 | 11月 1日 | 10月22日 | 11月 4日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
| 長 崎                                                                       | 1月30日  | 日  | 11月21日 | 11月30日 | 11月24日 | 12月 3日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |
| 沖 縄                                                                       | 10月31日 | 日  | 9月21日  | 9月28日  | 9月24日  | 10月 1日 | 特類 | 甲1  | 甲2  | 甲3  | 甲4  | 甲5  | 乙1  | 乙2  | 乙3  | 乙4  | 乙5  | 乙6  | 乙7  |

Voice...

## 編集後記

2021 September

1年延期となっていた1964年以来2度目の東京オリンピック・パラリンピックが7月から9月にかけて開催されました。

季節は夏から秋となり、間もなく10月、さわやかな時季になります。スポーツの秋、3密に気を付けながら、少し体を動かして心身をリフレッシュしてみたいでしょうか。

新型コロナウイルス感染症は、緊急事態宣言が度々発出されるなど、まだまだ先が見通せない状況です。健康管理に十分留意しましょう。

後援:消防庁

# 資格試験で世界広がる

この挑戦が  
未来の自分を強くする。



卓球選手  
平野 美宇

「人・街を守る」社会に必要とされる国家資格

インターネット  
申請OK!



## 活躍できる 職場 > 危険物取扱者



石油化学工業



自動車工業



塗料業



化粧品業



医薬品工業



食品化学工業



ガソリンスタンド



大型量販店

## 活躍できる 職場 > 消防設備士



建築業



電気工事業



消防設備業



給排水設備業



不動産管理業



防災コンサルタント

消防試験研究センターだより

# Voice...

vol.387 令和3年9月発行

編集・発行

一般財団法人消防試験研究センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル19階

TEL.050(3803)9279(企画研究部) / FAX.03(5511)2751

ホームページ <https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

モバイルサイト <https://www.shoubo-shiken.or.jp/m/>

